

# 一般社団法人長野県薬剤師会における学術研究に係る利益相反規程

平成30年4月21日理事会 制定

令和5年2月25日理事会一部改訂

## (目的)

第1条 学術研究における公正性、信頼性を確保するためには、利害関係が想定される企業との関わり（利益相反）について適正に対応する必要がある。そのため、一般社団法人長野県薬剤師会（以下、「本会」という。）は、研究者の正当な権利を認めつつ、営利関連企業・団体との間の利益相反関係の透明性を担保することを目的に以下のよう定めることとする。

## (定義)

第2条 本取扱いでの利益相反の定義

研究者が、研究によって得られる直接的利益及び間接的利益と、患者の健康増進に寄与する医療人としての責務又は患者の希望する最善の治療を提供する医療関係者としての責務など衝突・相反している状況をいう。

第3条 本取扱いでの報告すべき人的範囲

- 1 研究者及びその配偶者及び一親等の者（両親及び子供）であって生計を一にするものとする。
- 2 その他、本会が報告を必要と判断した者。

## (利益相反状態の対象、開示すべき内容及び方法)

第4条 対象

- 1 本会会員が研究を計画・実施し、本会の学術研究倫理審査委員会に審査を申請する場合。
- 2 公益社団法人日本薬剤師会（以下、日本薬剤師会という。）が主催する学術大会で発表・講演を行う場合。
- 3 日本薬剤師会が発行する日本薬剤師会雑誌で発表を行う場合。
- 4 本会役員が受託研究（厚生労働科学研究等）を行う場合。

第5条 開示すべき内容

企業や営利を目的とした団体からの収入（診療報酬を除く）

- 1 報酬・給与、ロイヤリティ、日当、原稿料、講演謝礼、その他の贈与で、年間の合計収入が同一組織から100万円を超えるもの。
- 2 研究費（受託研究、共同研究、助成金、寄付金等）で、年間の合計収入が同一組織

から200万円を超えるもの。

- 3 株式、出資金、ストックオプション、受益権等企業についての1年間の株式等による利益（配当、売却金の総和）が100万円を超えるもの、または、当該企業の全株式の保有率が5%以上のもの。

但し、2については、個人への研究費に加えて、共同研究者または発表者が部署（講座、薬剤部、薬局）の長である場合は、当該部署への研究費は、部署の長の収入として申告・開示する必要がある。

## 第6条 開示方法

- 1 本会の学術研究倫理審査委員会に審査を申請する場合

本会指定の利益相反自己申告書A（様式2-1）に必要事項を明記し申請する。

- 2 日本薬剤師会学術大会で発表・講演を行う場合

日本薬剤師会学術大会 「一般演題（会員発表）投稿規程」及び「一般演題（会員発表）の演題要旨投稿および発表に関するガイドライン」に従う。

- 3 日本薬剤師会雑誌で発表を行う場合

日本薬剤師会「論文等投稿規程」に従う。

- 4 受託研究（厚生労働科学研究等）を行う場合

本会の学術研究倫理審査委員会に審査を申請する場合は上記1に同じ。

本会以外の倫理審査委員会に審査を申請する場合は、当該倫理審査委員会の規程に従う。

また、本会役員が委託研究を行う場合には、倫理審査委員会の下に設置している利益相反小委員会に本会指定の利益相反自己申告書B（様式2-2）に必要事項を明記し申請する。

### （雑則）

本取扱いについて改廃を行う場合には、一般社団法人長野県薬剤師会の理事会の了承を得るものとする。